令和8年度　　津久戸小学校いじめ防止基本方針（学校基本方針）

１　基本的な考え方

（１）　いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。

（２）　いじめはどの学校、どの学級、どの子供にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。

（３）　いじめは許さないという強い意識と毅然とした指導を徹底し、いじめに学校全体で組織的に取り組むとともに、家庭、地域、関係機関などと連携し、これを解決する。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第２条」　平成 25 年９月 28 日施行

・行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当する。行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が人権意識を欠く言動である場合などにはいじめとして認知する必要がある。

２　組織

（１）学校いじめ対策委員会について

・校内のいじめ未然防止対策に関すること。

・家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

・いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

・いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

（２）委員構成

・管理職、生活指導主任、学年主任、養護教諭、ＳＣ等で構成する。

→校長の指示の下に事実確認の方法を協議→役割分担し事実確認

→「いじめ対策委員会」は「いじめ」の定義に基づき、「いじめ」であるか判断する。

３　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

①魅力ある授業づくり

・児童が「ワクワク・ドキドキ・生き生き」心が動く『学びのプロセス』を構築しながら、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、基本的な知識・技能、思考力、判断力等、学びに向かう力・豊かな人間性の育成を図る。

・ユニバーサルデザインの視点を取り入れることで主体的に学習する態度や互いのよさを認め合い、学び合う学習態度を養う。

・算数における習熟度別指導や各学級の補習学習を充実させ、安心できる学習、分かる授業を目指す。

②校内のいじめの認知の向上

・「いじめに関する校内研修」を年３回計画し、実施する。

・「いじめに関する授業」を年３回以上実施する。６月・11 月・２月
人権教育や道徳教育、キャリア教育と絡め、いじめに関する授業を実施する中で人権を尊重する態度や相手を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を養う。

・全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを十分に理解させる。

・同じ言動に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって　感じ方が異なること等について、児童が話し合いながら、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

・「(ふざけっこなどの) やりすぎ」「悪ふざけ」「いじり」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等のしつこい行為が「いじめ」に発展していくことを認識し、自己コントロール力、相手の気持ちを考える習慣を育む。

③居場所づくり

・学級経営の充実を図りながら、児童理解を深め、学校生活全体（学習、きょうだい活動、特別活動、行事等）の場を通じ、友人関係、集団作り、社会性を育むと共に、自己存在感や自己有用感を醸成する。

・児童と積極的にコミュニケーションをとり、児童から信頼され相談されやすいよう児童との人間関係を構築する。

④児童が安心して生活できる規律のある学校

・規律ある生活、学習の仕方を記した「つくどの子ども」や「休み時間のきまり」と「つくどの子どもの解説」（教職員、保護者）を作り、校内で共通理解して指導にあたる。

・週目標を活用して振り返り、自己評価させながら、人権意識や規範意識を育て、よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む。

⑤教職員、保護者との情報共有

・毎週金曜日の生活指導夕会で情報交換を行い、全教職員が全児童について共通理解をして指導を行う。

・保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼を年度初めの保護者会や学校説明会などで行う。全ての教職員が保護者に対して分かりやすい言葉で「基本方針」の概要を説明できるようにする。

・個人面談、家庭訪問や学校・学級だより、電話連絡などにより家庭との緊密な連携と協力体制を築く。

⑥ＳＮＳを通じたいじめの防止

・情報モラル教育の授業を低学年で年１回、中・高学年児童は年２回以上行い、ＳＮＳを通じ誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないように指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力を身に付けさせる。

⑦児童のいじめ防止への主体的な取組

・道徳の授業などでいじめについて話し合い、児童が主体的にいじめ問題に取り組むことができるようにする。

⑧地域との連携

・地域協働学校運営協議会、地域、関係機関に対する「基本方針」の理解促進と協力を依頼する。

（２）早期発見のための取組

①「いじめ」の定義の全ての教職員の正しい理解に基づく確実な認知。

・「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底。

・一人一人の教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

・校長の支持の下に事実確認の方法を協議→役割分担し事実確認→「いじめ対策委員会」は「いじめ」の定義に基づき、「いじめ」であるか判断する。

・迅速な情報の共有をし、対応が後手にならないようにする。ささいな情報も放置したり、問題でないと判断したりすることがないようにする。

・教職員間での情報を共有し、組織で対応する。

②子供の様子からいじめの察知

・日常的な子供への声掛けと様子の観察。朝の出席点呼、友人関係、言動、遊び、ふざけっこ、個人ノート（振り返りジャーナル）等一人ひとりの児童の様子をきめ細かく捉え、気になる変化に気付いた時は記録（５Ｗ１Ｈ等）をしておく。

・全職員による校内巡回、挨拶運動などにより児童の様子をきめ細かく観察する。
養護教諭や専科、ＳＣなど、担任以外からの情報。

・児童に悩みや不安を感じたときは、できるだけ早期に信頼できる身近な大人や友達に相談するなど、ストレスや困難に対処する方法を適切に指導する。学期初めなどは学校生活に適応しづらい状況があるので、誰にでもよいので教職員に相談するように伝える。

③定期的な個人面談

・悩みや不安などを把握し、解決方法について相談に応じる。また、自分のことだけなく、他の児童が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。

「児童が告げ口する」という意識の転換を図る。卑怯なこと、恥ずかしいことではない。命を守るために必要なこと。意識の転換は、いじめられている児童にとっても精神的な成長になり、自分から発信する力になる。「何もしない」「周囲であおる」等は加わっていることと同じだという認識を持たせる。

④ふれあい月間（６，１１，２月アンケートと調査）での取組

・全校朝会での校長講話。アンケート調査からの情報への対応を聞き取りを中心に丁寧に行う。

⑤ハイパーＱＵでの取組

・ハイパーＱＵの結果分析をふれあい月間アンケート調査と合わせて行う。

⑥スクールカウンセラーによる全員面接（５年）

⑦家庭での様子

・連絡帳や個人面談などで保護者のかかわり方や家庭環境を知っておく。

⑧地域での様子

・公園、登下校中、他団体等や学童クラブ、放課後子どもひろばからの情報収集。
民生児童委員連絡会（夏季休業前）

⑨関係機関からの情報収集

・相談窓口（新宿子どもほっとライン、新宿区教育相談室、学校問題支援室）など関係機関からの情報収集体制を整備する。

⑩保護者との情報共有

・保護者会などで必要に応じて情報の共有化を行う。

（３） 早期対応のための取組

①組織としての対応

・学校いじめ対策委員会で把握した情報に基づき対応方針を決め、役割分担を明確にする。

②被害児童、加害児童、いじめを伝えた児童などへの対応

・被害児童の安全確保と不安解消するため、保護者の共通理解の下、スクールカウンセラーを活用したケアを行う。
・加害者の児童とその保護者に対する組織的・継続的な面談・観察・指導を行う。
・いじめを伝えた児童の安全を確保する。
・いじめを黙秘、傍観していた児童への指導を徹底する。

③ 地域との連携

・地域協働運営協議会、学校サポートチーム、民生児童委員、学童クラブ、放課後子どもひろばでの声掛け、見守り。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応。

⑤ 教育委員会との連携、

・新宿区教育委員会へ報告し、支援を受ける。

⑥ 対応経過

・対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言。
・対応記録のファイリング。

⑦ 情報共有

・必要に応じて保護者会などにおける情報の共有化を行う。

⑧ 解消の確認

・止んでいる状態が相当期間継続していること。（３か月を目安とする）被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認し、校長が判断する。
・いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど対応を継続する。

（４）重大事態への対応

①いじめ防止対策推進法第２８条第１項

児童の生命、心身又は財産に重大は被害が生じた疑いがあると認めるとき

○重大事態発生の判断

●自殺を企図した場合

●心身に重大な被害を負った場合

●金品などに重大な被害を被った場合

●いじめによる転学を余儀なくされた場合

・重大事態発生の判断　　新宿区教育委員会と校長協議による判断

・重大事態発生の報告　　新宿区教育委員会への報告

○被害の児童の安全確保、不安解消のための支援

・被害を受けた児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有を徹底する。

・被害を受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

・スクールカウンセラーによるケアを保護者の了解の下行う。

・スクールソーシャルワーカーと連携し、家庭への相談援助を行う。

○加害児童への働きかけ

・別室での学習を実施する。

・警察への相談・通報を行う。

・懲戒処分出席停止を新宿区教育委員会と協議する。

・加害児童とその保護者に対するケア

・スクールソーシャルワーカーによる相談援助を受ける。

○他の保護者、地域、関係機関等との連携

・新宿区教育委員会への報告と連携を行う。

・児童相談所などの福祉機関や医療機関との連携を行う。

・都教育委員会のいじめ等問題解決支援チームを活用する。

・いじめ対策緊急保護者会を開催する。

・ＰＴＡを活用する。

・民生児童委員と連携する。

○いじめ防止対策推進法に基づく　調査の実施と結果報告　法による義務規定

・学校問題調査委員会が真相究明に向けて調査し、調査結果をいじめを受けた児童の保護者及び新宿区長に報告する。

・法第２８条に基づく調査を行う。

・法第３０条に基づく再調査を行う。

②いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項

○不登校重大事態における対処

・いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」日数が年間３０日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は新宿区教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

・被害の児童の学校復帰と再発防止を目的として当該の児童が欠席し始めた時点で他の児童へ調査の準備を開始する。

・法第 28 条第 1 項 2 号に基づく調査を行う。